未収債権の目標及び具体処理策の一覧

所属名：財政局

頁	整理番号	債権名	所管部署（連絡先）
1	1	市税	財政局税務部収税課（滞納整理グループ）06-6208-7781
3	2	過少申告加算金等（事業所税等）	財政局税務部収税課（滞納整理グループ）06-6208-7781
5	3	市税事務所証明手数料	財政局税務部管理課（管理グループ）06-6208-7742
7	4	つり銭の受け渡し誤りによる未収	財政局税務部管理課（管理グループ）06-6208-7742
9	5	嘱託職員報酬戻入	財政局税務部管理課（管理グループ）06-6208-7741
11	6	配当割額等還付金返還金	財政局税務部管理課（管理グループ）06-6208-7741

未収債権の目標及び具体処理策

所属	財政局	課・担当	税務部収税課	債権整理番号（3ケタ）	001	債権名	市税	債権区分	強制徴収公債権（強制公）

1．30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	A	現年度	A	合計（過年度＋現年度）	A

「A」… 目標を達成 、「B１」… 取組は予定通り実施したが、目標は未達 、「B２」… 取組を予定通り実施できず、目標も未達
「ー」… 30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など

2．未収金残高の推移（実績及び目標）

（単位：千円）

	過年度分									現年度分							合計		
	前年度からの調定繰越額	年度中の調定変更額	調定額（過年度分）	徴収額（過年度分）	不納欠損額（過年度分）	未収金解消額（過年度分）	翌年度調定繰越額（過年度分）	過年度徴収率	過年度整理率	年間調定額（現年度分）	徴収額（現年度分）	不納欠損額（現年度分）	整理額（現年度分）	翌年度調定繰越額（現年度分）	現年度徴収率	現年度整理率	合計徴収率	合計整理率	年度末未収金残高
	ア ＝前年度のテ	イ	ウ ＝ア-イ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝ア-カ	ク ＝エ÷ウ	ケ ＝カ÷ア	コ	サ	シ	ス ＝サ＋シ	セ ＝コ-ス	ソ ＝サ÷コ	タ ＝ス÷コ	チ ＝（エ＋サ）÷（ウ＋コ）	ツ ＝（カ＋ス）÷（ア＋コ）	テ ＝キ＋セ
平28実績	14,030,546	293,369	13,737,177	3,684,621	2,129,766	6,107,756	7,922,790	26.8%	43.5%	659,834,213	655,788,855	38,248	655,827,103	4,007,110	99.4%	99.4%	97.9%	98.2%	11,929,900
平29実績	11,929,900	178,130	11,751,770	3,462,927	2,003,481	5,644,538	6,285,362	29.5%	47.3%	675,790,657	671,941,397	12,978	671,954,375	3,836,282	99.4%	99.4%	98.2%	98.5%	10,121,644
平30当初目標	10,952,700	0	10,952,700	3,389,861	2,014,243	5,404,104	5,548,596	31.0%	49.3%	707,315,030	702,642,691	0	702,642,691	4,672,339	99.3%	99.3%	98.3%	98.6%	10,220,935
平30実績	10,121,644	148,254	9,973,390	3,113,934	1,657,655	4,919,843	5,201,801	31.2%	48.6%	738,723,571	734,327,275	24,594	734,351,869	4,371,702	99.4%	99.4%	98.5%	98.7%	9,573,503
令元当初目標	10,220,935	0	10,220,935	3,270,699	1,580,482	4,851,181	5,369,754	32.0%	47.5%	726,325,178	722,165,793	0	722,165,793	4,159,385	99.4%	99.4%	98.5%	98.7%	9,529,139
令元努力目標	9,573,503	0	9,573,503	3,063,520	1,388,409	4,451,929	5,121,574	32.0%	46.5%	753,203,779	748,789,099	0	748,789,099	4,414,680	99.4%	99.4%	98.6%	98.7%	9,536,254
令２当初目標	9,536,254	0	9,536,254	3,146,964	1,150,991	4,297,955	5,238,299	33.0%	45.1%	744,515,889	740,245,137	0	740,245,137	4,270,752	99.4%	99.4%	98.6%	98.7%	9,509,051

3．30年度決算における未収債権の状況 （件数、未収金残高、債務者数）

（残高の単位：千円）

旧分類		回収債権									回収債権①～⑨計	整理債権							整理債権⑩～⑯計	合計①～⑯
		③－C	③－D	③－E、F	③－G	①	②－A		②－B	③－H		④	⑨、⑩	⑧		⑤	⑦	⑥		
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
状況	強制公	滞納発生直後のもの（督促状未送付のもの）	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予（期限延長）しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの		差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残り、回収見込みのないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の受任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの		
	非強公・私債権				債務名義の取得のため法的手続中のもの	債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの						債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの				法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの			
過年度	件数	0	0	117,598	8,861	17,477	9,485	0	0	0	153,421	0	0	0	0	160,260	0	0	160,260	313,681
	残高	0	0	1,677,915	228,263	472,080	180,103	0	0	0	2,558,361	0	0	0	0	2,643,440	0	0	2,643,440	5,201,801
現年度	件数	0	0	157,914	2,257	9,652	11,853	0	0	0	181,676	0	0	0	0	8,421	0	0	8,421	190,097
	残高	0	0	3,353,362	98,710	379,831	386,433	0	0	0	4,218,336	0	0	0	0	153,366	0	0	153,366	4,371,702

［未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方］
① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。（例：毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。）
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される（債務が分割して相続される）が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権：（④ → ⑤）又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ ／ 整理債権：｛（⑩ 又は ⑪ 又は （⑫ → ⑬））→ ⑭｝又は ⑮ → ⑯

30年度末時点の債務者数	121,009 人

過年度件数計＋現年度件数計＝30年度年度未未収金件数	503,778
過年度残高計＋現年度残高計＝30年度年度未未収金残高（上記2の表のテ）	9,573,503

4．30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	(1) 平成30年7月から10月を集中整理期間とし、平成27年度課税に係る滞納事案のうち、年税10万円以上(基幹2税目は期別25,000円以上)の対象事案の60%以上を徴収、処分、停止等により整理。 (2) 未収金残高の5割以上を占める滞納税額10万円から100万円までの滞納事案のうち、特に滞納税額の割合の高い滞納税額10万円以上20万円未満事案について、期間を定めて集中的に整理する。	昨年同様の取り組みを行う。平成30年度の数値目標は次のとおり(納税推進センターに係る事務以外は過年度も対象) ・差押件数：14,000件 ・給与照会件数：17,200件 ・確定申告書等の資料閲覧件数：4,800件 ・インターネット公売実施回数：4回 ・合同公売実施回数：3回 ・捜索実施回数：30回 ・納税推進センターにおける納付約束に係る履行率：85%以上
取組実績	(1) ・対象事案数：2,418件 ・整　理　率：72.7% (2) ・対象事案数：12,559件 ・整　理　率：74.7%	・差押件数：21,968件（昨年度実績：21,399件） ・給与照会件数：28,797件（昨年度実績：29,121件） ・確定申告書等の資料閲覧件数：5,586件（昨年度実績：7,047件） ・インターネット公売実施回数： 動産3回、不動産4回（昨年度実績：動産4回、不動産1回） ・合同公売実施回数：3回（昨年度実績：3回） ・捜索実施回数：53回（昨年度実績：65回） ・納税推進センターにおける納付約束に係る履行率：85.5%（昨年度実績：85.3%）
課題	今年度実施した取組の成果を踏まえ、引き続き課税後3年程度が経過した事案に係る特別対策及び滞納件数、金額の約半分を占める滞納税額10万円から100万円までの滞納事案のうち、特に滞納税額の割合の高い滞納税額10万円以上20万円未満事案に係る集中整理に継続して取り組む必要がある。	平成30年度以降の個人市・府民税の大阪府からの税源移譲等による調定額の増加により、未収金の増加が見込まれる。このため現年課税分について、これまで以上の徴収率向上に向けた取組を検討する必要がある。
改善策	課税後3年以上が経過している平成28年度の滞納事案について、処理方針に基づき、効率的に整理を図れるよう、金額段階による対象を定め、徴収、処分、停止等による整理目標を平成30年度の60%から70%に引き上げ、確実に整理を図る。 また、未収金残高の5割以上を占める滞納税額10万円から100万円までの滞納事案のうち、特に滞納税額の割合の高い滞納税額10万円以上20万円未満事案について、徴収、処分、停止等による70%の整理目標を設定し、事務処理体制の検討、集中整理期間を設定した取組など、各市税事務所の特徴に合わせた取組により、確実に整理を図る。 以上の取組を徹底することにより、徴収率の更なる向上を図る。	引き続き個人市・府民税（普通徴収）については、特別徴収への切替促進を図るとともに、Web口座振替受付サービス、クレジットカード納付、リアルタイム口座引落しサービス「PayB（ペイビー）」、LINE Pay 請求書支払い、楽天銀行アプリ及び「納期限お知らせメール」の利用勧奨により、納期内納付率の向上を図る。

5．令和元年度の取組内容　（1．「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4．「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	未収金の圧縮は図れており、前年度同様に取組を行う。 ・平成28年度課税の滞納事案（一定金額以上）件数の70%以上を整理（徴収・処分・停止）。 ・対象滞納事案（平成30年度以前課税分で滞納税額10万円以上20万円未満の事案等）件数の70%以上を処理（徴収・処分・停止）。	次のとおり数値目標を設定して取り組む。(納税推進センターに係る事務以外は過年度も対象) ・差押件数：16,000件 ・給与照会件数：17,200件 ・確定申告書等の資料閲覧件数：4,800件 ・インターネット公売実施回数：4回 ・合同公売実施回数：3回 ・捜索実施回数：30回 ・納税推進センターにおける納付約束に係る履行率：85%以上

（参考）29年度実績における徴収率の政令指定都市比較（未収金残高1億円以上の債権のみ）　※①、②未入力の場合はその理由

① 政令指定都市20市中（合計徴収率）　大阪市 8 位

② 過年度徴収率　大阪市 29.5% / 政令指定都市平均 36.8%　現年度徴収率　大阪市 99.4% / 政令指定都市平均 99.4%　合計徴収率（過年度+現年度）　大阪市 98.2% / 政令指定都市平均 98.0%

未収債権の目標及び具体処理策

所属	財政局	課・担当	税務部収税課	債権整理番号（3ケタ）	002	債権名	過少申告加算金等（事業所税等）	債権区分	強制徴収公債権（強制公）

1．30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	B1	現年度	B1	合計（過年度＋現年度）	B1

「A」… 目標を達成 、「B1」… 取組は予定通り実施したが、目標は未達 、「B2」… 取組を予定通り実施できず、目標も未達
「ー」… 30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など

2．未収金残高の推移（実績及び目標）

（単位：千円）

	過年度分									現年度分							合計		
	前年度からの調定繰越額	年度中の調定変更額	調定額（過年度分）	徴収額（過年度分）	不納欠損額（過年度分）	未収金解消額（過年度分）	翌年度調定繰越額（過年度分）	過年度徴収率	過年度整理率	年間調定額（現年度分）	徴収額（現年度分）	不納欠損額（現年度分）	整理額（現年度分）	翌年度調定繰越額（現年度分）	現年度徴収率	現年度整理率	合計徴収率	合計整理率	年度末未収金残高
	ア ＝前年度のテ	イ	ウ ＝ア-イ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝ア-カ	ク ＝エ÷ウ	ケ ＝カ÷ア	コ	サ	シ	ス ＝サ＋シ	セ ＝コ-ス	ソ ＝サ÷コ	タ ＝ス÷コ	チ ＝（エ＋サ）÷（ウ＋コ）	ツ ＝（カ＋ス）÷（ア＋コ）	テ ＝キ＋セ
平28実績	513	1	512	393	0	394	119	76.8%	76.8%	13,440	13,320	0	13,320	120	99.1%	99.1%	98.3%	98.3%	239
平29実績	239	0	239	239	0	239	0	100.0%	100.0%	18,332	17,025	0	17,025	1,307	92.9%	92.9%	93.0%	93.0%	1,307
平30当初目標	0	0	0	0	0	0	0	ー	ー	6,682	6,682	0	6,682	0	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0
平30実績	1,307	0	1,307	727	93	820	487	55.6%	62.7%	13,180	12,545	0	12,545	635	95.2%	95.2%	91.6%	92.3%	1,122
令元当初目標	0	0	0	0	0	0	0	ー	ー	6,682	6,682	0	6,682	0	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0
令元努力目標	1,122	0	1,122	1,122	0	1,122	0	100.0%	100.0%	5,436	5,436	0	5,436	0	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0
令2当初目標	0	0	0	0	0	0	0	ー	ー	5,436	5,436	0	5,436	0	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0

3．30年度決算における未収債権の状況 （件数、未収金残高、債務者数）

（残高の単位：千円）

旧分類		回収債権										整理債権									
		③－C	③－D	③－E、F	③－G	①	②－A		②－B	③－H		④	⑨、⑩	⑧		⑤	⑦	⑥		
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
状況	強制公	滞納発生直後のもの（督促状未送付のもの）	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予（期限延長）しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	回収債権①～⑨計	差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残り、回収見込みのないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の受任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの	整理債権⑩～⑯計	合計①～⑯
	非強公・私債権				債務名義の取得のため法的手続中のもの	債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの						債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの				法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの			
過年度	件数	0	0	2	0	5	2	0	0	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0	9
	残高	0	0	80	0	229	178	0	0	0	487	0	0	0	0	0	0	0	0	487
現年度	件数	0	0	3	0	5	0	0	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	8
	残高	0	0	171	0	464	0	0	0	0	635	0	0	0	0	0	0	0	0	635

［未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方］
① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。（例：毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。）
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される（債務が分割して相続される）が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ①→②→③ ⇒ 回収債権：（④→⑤）又は⑥又は⑦又は⑧又は⑨ ／ 整理債権：｛｛⑩又は⑪又は（⑫→⑬）｝→⑭｝又は⑮→⑯

30年度末時点の債務者数 **8** 人

過年度件数計＋現年度件数計＝30年度年度未未収金件数	17
過年度残高計＋現年度残高計＝30年度年度未未収金残高（上記2の表のテ）	1,122

4．30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	・市税の取扱いに準じ、市税と併せて早期徴収に努める。	・課税担当における決定内容の再説明を行いつつ、滞納となった事案については厳正な対応を行う。
取組実績	対象事案の進捗管理を行い、市税の取扱いに準じて滞納処分等を行いながら徴収に取り組んだ結果、58.8%を徴収した。	対象事案の進捗管理を行い、市税の取扱いに準じて滞納処分等を行いながら徴収に取り組んだ結果、95.9%を徴収した。
課題	制度的に加算金等の決定処分に納得がいかない納税者が多く、滞納に至るケースが少なくない。	制度的に加算金等の決定処分に納得がいかない納税者が多く、滞納に至るケースが少なくない。
改善策	課税担当における決定内容の再説明を行いつつ、滞納となった事案については厳正な対応を行う。	課税担当における決定内容の再説明を行いつつ、滞納となった事案については厳正な対応を行う。

5．令和元年度の取組内容 （1．「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4．「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	・市税の取扱いに準じ、市税と併せて早期徴収に努める。	・課税担当における決定内容の再説明を行いつつ、滞納となった事案については厳正な対応を行う。

未収債権の目標及び具体処理策

所属	財政局	課・担当	税務部管理課	債権整理番号（3ケタ）	003	債権名	市税事務所証明手数料	債権区分	非強制徴収公債権（非強公）

1．30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	A	現年度	－	合計（過年度＋現年度）	A

「A」… 目標を達成 、「B１」… 取組は予定通り実施したが、目標は未達 、「B２」… 取組を予定通り実施できず、目標も未達
「－」… 30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など

2．未収金残高の推移（実績及び目標） ※色付け箇所のみ整数で入力すること（小数点以下は四捨五入して、入力しないこと）

（単位：千円）

	過年度分									現年度分							合計		
	前年度からの調定繰越額	年度中の調定変更額	調定額（過年度分）	徴収額（過年度分）	不納欠損額（過年度分）	未収金解消額（過年度分）	翌年度調定繰越額（過年度分）	過年度徴収率	過年度整理率	年間調定額（現年度分）	徴収額（現年度分）	不納欠損額（現年度分）	整理額（現年度分）	翌年度調定繰越額（現年度分）	現年度徴収率	現年度整理率	合計徴収率	合計整理率	年度末未収金残高
	ア ＝前年度のテ	イ	ウ ＝ア-イ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝ア-カ	ク ＝エ÷ウ	ケ ＝カ÷ア	コ	サ	シ	ス ＝サ＋シ	セ ＝コ-ス	ソ ＝サ÷コ	タ ＝ス÷コ	チ ＝（エ＋サ）÷（ウ＋コ）	ツ ＝（カ＋ス）÷（ア＋コ）	テ ＝キ＋セ
平28実績	5	1	4	0	0	1	4	0	0	0	0	0	0	0	－	－	0	0	4
平29実績	4	-1	5	0	2	1	3	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	4
平30当初目標	3	0	3	0	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	－	－	0	0	2
平30実績	4	0	4	0	1	1	3	0	0	0	0	0	0	0	－	－	0	0	3
令元当初目標	2	0	2	0	1	1	1	0	1	0	0	0	0	0	－	－	0	1	1
令元努力目標	3	0	3	0	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	－	－	0	0	2
令2当初目標	2	0	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	－	－	0	0	2

3．30年度決算における未収債権の状況 （件数、未収金残高、債務者数） ※色付け箇所のみ整数で入力すること（小数点以下は四捨五入して、入力しないこと）

（残高の単位：千円）

旧分類		回収債権										整理債権									
		③－C	③－D	③－E、F	③－G	①	②－A		②－B	③－H	回収債権①～⑨計	④	⑨、⑩	⑧		⑤	⑦	⑥	整理債権⑩～⑯計	合計①～⑯
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
状況	強制公	滞納発生直後のもの（督促状未送付のもの）	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予（期限延長）しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの		差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残り、回収見込みのないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の受任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの		
	非強公・私債権				債務名義の取得のため法的手続中のもの	債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの						債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの				法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの			
過年度	件数										0		4						4	4
	残高										0		3						3	3
現年度	件数										0		0						0	0
	残高										0		0						0	0

［未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方］
① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。（例：毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。）
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される（債務が分割して相続される）が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権：（④ → ⑤）又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ ／ 整理債権：｛（⑩ 又は ⑪ 又は（⑫ → ⑬））→ ⑭｝又は ⑮ → ⑯

30年度末時点の債務者数	- 人

過年度件数計＋現年度件数計＝30年度年度末未収金件数	4
過年度残高計＋現年度残高計＝30年度年度末未収金残高（上記2の表のテ）	3

4．30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	引き続き関係所管と調整のうえ、時効の到来に合わせて不納欠損処理を行うとともに、徴収停止等の手法について課題整理を行う。	各市税事務所で継続してマニュアルの周知を行うとともに、各職員においてマニュアルに則った事務処理を改めて意識する。また、良い取組みを各事務所間でも情報共有することで、新たな未収金発生の防止に努める。
取組実績	関係所管と調整のうえ、時効の到来に合わせて不納欠損処理を行った。また、徴収停止等の手法についても検討したが、そもそも債務者の特定ができないことから、不納欠損処理以外に手法がないとの結論に至った。	各市税事務所の打ち合わせ等を活用し、マニュアルを周知するとともに、各職員がマニュアルを意識しながら日々の業務に取り組んだ。また、発生した原因について担当内で情報共有するとともに、改善点を検討していくことで、新たな未収金の発生の防止に努めた。
課題	―	各市税事務所にて継続してマニュアルの周知を行うとともに、日々の業務における活用を徹底する必要がある。また、共有化された取組みを含め、実施した効果等についても各事務所間で情報共有することでより良い取組み等を模索していく必要がある。
改善策	―	･各市税事務所で継続してマニュアルの周知を行うとともに、日々の業務において単調な処理とならないよう、各職員において改めてマニュアルを意識する。また、良い取組みを各事務所間でも情報共有することで、新たな未収金発生の防止に努める。 ･窓口等担当係長会において、事案の情報共有を行うとともに、各事務所での取組みを共有することで、新たな未収金の発生の防止に努める。

5．令和元年度の取組内容 （1．「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4．「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	引き続き関係所管と調整のうえ、時効の到来に合わせて不納欠損処理を行う。	各市税事務所の打ち合わせ等を活用し、マニュアルを周知するとともに、各職員がマニュアルを意識しながら日々の業務に取り組む。また、発生した原因について担当内で情報共有するとともに、改善点を検討していくことで、新たな未収金の発生の防止に努める。

(参考) 29年度実績における徴収率の政令指定都市比較 (未収金残高1億円以上の債権のみ)　※①、②未入力の場合はその理由

① 政令指定都市20市中 (合計徴収率)　大阪市 [　　] 位

② 過年度徴収率　大阪市 [0.0%] / 政令指定都市平均 [　　]　現年度徴収率　大阪市 [0.0%] / 政令指定都市平均 [　　]　合計徴収率 (過年度+現年度)　大阪市 [0.0%] / 政令指定都市平均 [　　]

未収債権の目標及び具体処理策

所属	財政局	課・担当	税務部管理課	債権整理番号（3ケタ）	003	債権名	つり銭の受け渡し誤りによる未収	債権区分	強制徴収公債権（強制公）

1．30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	－	現年度	－	合計（過年度＋現年度）	A

「A」… 目標を達成 、「B１」… 取組は予定通り実施したが、目標は未達 、「B２」… 取組を予定通り実施できず、目標も未達
「－」… 30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など

2．未収金残高の推移（実績及び目標） ※色付け箇所のみ整数で入力すること（小数点以下は四捨五入して、入力しないこと）

（単位：千円）

	過年度分									現年度分							合計		
	前年度からの調定繰越額	年度中の調定変更額	調定額（過年度分）	徴収額（過年度分）	不納欠損額（過年度分）	未収金解消額（過年度分）	翌年度調定繰越額（過年度分）	過年度徴収率	過年度整理率	年間調定額（現年度分）	徴収額（現年度分）	不納欠損額（現年度分）	整理額（現年度分）	翌年度調定繰越額（現年度分）	現年度徴収率	現年度整理率	合計徴収率	合計整理率	年度末未収金残高
	ア ＝前年度のテ	イ	ウ ＝ア-イ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝ア-カ	ク ＝エ÷ウ	ケ ＝カ÷ア	コ	サ	シ	ス ＝サ＋シ	セ ＝コ-ス	ソ ＝サ÷コ	タ ＝ス÷コ	チ ＝（エ＋サ）÷（ウ＋コ）	ツ ＝（カ＋ス）÷（ア＋コ）	テ ＝キ＋セ
平28実績	0	0	0	0	0	0	0	－	－	1	0	0	0	1	0	0	0	0	1
平29実績	1	1	0	0	0	1	0	－	1	0	0	0	0	0	－	－	－	1	0
平30当初目標	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	－	－	0	0	1
平30実績	0	0	0	0	0	0	0	－	－	1	0	0	0	1	0	0	0	0	1
令元当初目標	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	－	－	0	0	1
令元努力目標	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	－	－	0	0	1
令2当初目標	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	－	－	0	0	1

3．30年度決算における未収債権の状況 （件数、未収金残高、債務者数） ※色付け箇所のみ整数で入力すること（小数点以下は四捨五入して、入力しないこと）

（残高の単位：千円）

旧分類		回収債権 ③－C	③－D	③－E、F	③－G	①	②－A		②－B	③－H	回収債権①～⑨計	整理債権 ④	⑨、⑩	⑧		⑤	⑦	⑥	整理債権⑩～⑯計	合計①～⑯
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
状況	強制公	滞納発生直後のもの（督促状未送付のもの）	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予（期限延長）しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	回収債権①～⑨計	差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残り、回収見込みのないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の受任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの	整理債権⑩～⑯計	合計①～⑯
	非強公・私債権				債務名義の取得のため法的手続中のもの	債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの						債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの				法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの			
過年度	件数										0		0						0	0
	残高										0		0						0	0
現年度	件数										0		1						1	1
	残高										0		1						1	1

［未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方］
① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。（例：毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。）
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される（債務が分割して相続される）が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権：（④ → ⑤）又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ ／ 整理債権：｛（⑩ 又は ⑪ 又は（⑫ → ⑬））→ ⑭｝又は ⑮ → ⑯

30年度末時点の債務者数	- 人

過年度件数計＋現年度件数計＝30年度年度末未収金件数	1
過年度残高計＋現年度残高計＝30年度年度末未収金残高（上記2の表のテ）	1

4．30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	引き続き関係所管と調整のうえ、時効の到来に合わせて不納欠損処理を行うとともに、徴収停止等の手法について課題整理を行う。	各市税事務所で継続してマニュアルの周知を行うとともに、各職員においてマニュアルに則った事務処理を改めて意識する。また、良い取組みを各事務所間でも情報共有することで、新たな未収金発生の防止に努める。
取組実績	徴収停止等の手法についても検討したが、そもそも債務者の特定ができないことから、不納欠損処理以外に手法がないとの結論に至った。	各市税事務所の打ち合わせ等を活用し、マニュアルを周知するとともに、各職員がマニュアルを意識しながら日々の業務に取り組んだ。また、発生した原因について担当内で情報共有するとともに、改善点を検討していくことで、新たな未収金の発生の防止に努めた。
課題	—	各市税事務所にて継続してマニュアルの周知を行うとともに、日々の業務における活用を徹底する必要がある。また、共有化された取組みを含め、実施した効果等についても各事務所間で情報共有することでより良い取組み等を模索していく必要がある。
改善策	—	各市税事務所で継続してマニュアルの周知を行うとともに、日々の業務において単調な処理とならないよう、各職員において改めてマニュアルを意識する。また、良い取組みを各事務所間でも情報共有することで、新たな未収金発生の防止に努める。

5．令和元年度の取組内容　（1．「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4．「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	引き続き関係所管と調整のうえ、時効の到来に合わせて不納欠損処理を行う。	・各市税事務所の打ち合わせ等を活用し、マニュアルを周知するとともに、各職員がマニュアルを意識しながら日々の業務に取り組む。また、発生した原因について担当内で情報共有するとともに、改善点を検討していくことで、新たな未収金の発生の防止に努める。 ・窓口等担当係長会において、事案の情報共有を行うとともに、各事務所での取組みを共有することで、新たな未収金の発生の防止に努める。

（参考）29年度実績における徴収率の政令指定都市比較（未収金残高1億円以上の債権のみ）　※①、②未入力の場合はその理由

① 政令指定都市20市中（合計徴収率）　大阪市　　位

② 過年度徴収率　大阪市　－　/ 政令指定都市平均　　現年度徴収率　大阪市　－　/ 政令指定都市平均　　合計徴収率（過年度+現年度）　大阪市　－　/ 政令指定都市平均

未収債権の目標及び具体処理策

所属	財政局	課・担当	税務部管理課	債権整理番号（3ケタ）	004	債権名	嘱託職員報酬戻入	債権区分	非強制徴収公債権（非強公）

1．30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	B1	現年度	B1	合計（過年度＋現年度）	B1

「A」… 目標を達成 、「B1」… 取組は予定通り実施したが、目標は未達 、「B2」… 取組を予定通り実施できず、目標も未達
「ー」… 30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など

2．未収金残高の推移（実績及び目標） ※色付け箇所のみ整数で入力すること（小数点以下は四捨五入して、入力しないこと）

（単位：千円）

	過年度分									現年度分							合計		
	前年度からの調定繰越額	年度中の調定変更額	調定額（過年度分）	徴収額（過年度分）	不納欠損額（過年度分）	未収金解消額（過年度分）	翌年度調定繰越額（過年度分）	過年度徴収率	過年度整理率	年間調定額（現年度分）	徴収額（現年度分）	不納欠損額（現年度分）	整理額（現年度分）	翌年度調定繰越額（現年度分）	現年度徴収率	現年度整理率	合計徴収率	合計整理率	年度末未収金残高
	ア ＝前年度のテ	イ	ウ ＝ア-イ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝ア-カ	ク ＝エ÷ウ	ケ ＝カ÷ア	コ	サ	シ	ス ＝サ＋シ	セ ＝コ-ス	ソ ＝サ÷コ	タ ＝ス÷コ	チ ＝（エ＋サ）÷（ウ＋コ）	ツ ＝（カ＋ス）÷（ア＋コ）	テ ＝キ＋セ
平28実績	165	0	165	0	0	0	165	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0	ー	ー	0.0%	0.0%	165
平29実績	165	0	165	0	0	0	165	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0	ー	ー	0.0%	0.0%	165
平30当初目標	165	0	165	0	165	165	0	0.0%	100.0%	0	0	0	0	0	ー	ー	0.0%	100.0%	0
平30実績	165	0	165	0	0	0	165	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0	ー	ー	0.0%	0.0%	165
令元当初目標	0	0	0	0	0	0	0	ー	ー	0	0	0	0	0	ー	ー	ー	ー	0
令元努力目標	165	0	165	0	0	0	165	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0	ー	ー	0.0%	0.0%	165
令2当初目標	165	0	165	0	165	165	0	0.0%	100.0%	0	0	0	0	0	ー	ー	0.0%	100.0%	0

3．30年度決算における未収債権の状況 （件数、未収金残高、債務者数） ※色付け箇所のみ整数で入力すること（小数点以下は四捨五入して、入力しないこと）

（残高の単位：千円）

旧分類		回収債権										整理債権								
		③－C	③－D	③－E、F	③－G	①	②－A		②－B	③－H	回収債権①～⑨計	④	⑨、⑩	⑧		⑤	⑦	⑥	整理債権⑩～⑯計	合計①～⑯
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
状況	強制公	滞納発生直後のもの（督促状未送付のもの）	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予（期限延長）しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの		差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残り、回収見込みのないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の受任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの		
	非強公・私債権				債務名義の取得のため法的手続中のもの	債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの						債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの				法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの			
過年度	件数										0				1				1	1
	残高										0				165				165	165
現年度	件数										0				0				0	0
	残高										0				0				0	0

［未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方］
① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。（例：毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。）
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される（債務が分割して相続される）が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ①→②→③ ⇒ 回収債権：（④→⑤）又は⑥又は⑦又は⑧又は⑨ ／ 整理債権：｛｛⑩又は⑪又は（⑫→⑬）｝→⑭｝又は⑮→⑯

30年度末時点の債務者数 **1** 人

過年度件数計＋現年度件数計＝30年度年度未未収金件数	1
過年度残高計＋現年度残高計＝30年度年度未未収金残高（上記2の表のテ）	165

4．30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	債務者が破産しており、当該債務を弁済することができる見込みがないため、債権放棄の検討を行う。	—
取組実績	債務者が破産しており、当該債務を弁済することができる見込みがないため、債権放棄の検討を行うこととしているが、人事室より示されている「給与戻入金の未収金にかかる事務手続マニュアル」に基づき対応し、任意の弁済を待っていた。	—
課題	—	—
改善策	—	—

5．令和元年度の取組内容　（1．「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4．「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	債務者が破産しており、当該債務を弁済することができる見込みがないため、債権放棄の手続きを進めていく。	—

（参考）29年度実績における徴収率の政令指定都市比較（未収金残高1億円以上の債権のみ）　※①、②未入力の場合はその理由

① 政令指定都市20市中（合計徴収率）　大阪市　　位

② 過年度徴収率　大阪市　0.0%　/　政令指定都市平均　　現年度徴収率　大阪市　－　/　政令指定都市平均　　合計徴収率（過年度+現年度）　大阪市　0.0%　/　政令指定都市平均

未収債権の目標及び具体処理策

所属	財政局	課・担当	税務部管理課	債権整理番号（3ケタ）	007	債権名	配当割額等還付金返還金	債権区分	非強制徴収公債権（非強公）

1．30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	A	現年度	－	合計（過年度＋現年度）	B1

「A」… 目標を達成 、「B１」… 取組は予定通り実施したが、目標は未達 、「B２」… 取組を予定通り実施できず、目標も未達
「－」… 30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など

2．未収金残高の推移（実績及び目標）

（単位：千円）

	過年度分									現年度分							合計		
	前年度からの調定繰越額	年度中の調定変更額	調定額（過年度分）	徴収額（過年度分）	不納欠損額（過年度分）	未収金解消額（過年度分）	翌年度調定繰越額（過年度分）	過年度徴収率	過年度整理率	年間調定額（現年度分）	徴収額（現年度分）	不納欠損額（現年度分）	整理額（現年度分）	翌年度調定繰越額（現年度分）	現年度徴収率	現年度整理率	合計徴収率	合計整理率	年度末未収金残高
	ア ＝前年度のテ	イ	ウ ＝ア-イ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝ア-カ	ク ＝エ÷ウ	ケ ＝カ÷ア	コ	サ	シ	ス ＝サ＋シ	セ ＝コ-ス	ソ ＝サ÷コ	タ ＝ス÷コ	チ ＝（エ＋サ）÷（ウ＋コ）	ツ ＝（カ＋ス）÷（ア＋コ）	テ ＝キ＋セ
平28実績			0			0	0	－	－				0	0	－	－	－	－	0
平29実績		-13	13	13		0	0	100.0%	－	78			0	78	0.0%	0.0%	14.3%	0.0%	78
平30当初目標			0		0	0	0	－	－			0	0	0	－	－	－	－	0
平30実績	78		78	78	0	78	0	100.0%	100.0%	3,574	3,513	0	3,513	61	98.3%	98.3%	98.3%	98.3%	61
令元当初目標			0			0	0	－	－				0	0	－	－	－	－	0
令元努力目標	61		61	61		61	0	100.0%	100.0%				0	0	－	－	100.0%	100.0%	0
令２当初目標	0		0			0	0	－	－				0	0	－	－	－	－	0

3．30年度決算における未収債権の状況 （件数、未収金残高、債務者数）

（残高の単位：千円）

旧分類		回収債権										整理債権									
		③－C	③－D	③－E、F	③－G	①	②－A		②－B	③－H		④	⑨、⑩	⑧		⑤	⑦	⑥		
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
状況	強制公	滞納発生直後のもの（督促状未送付のもの）	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予（期限延長）しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	回収債権①～⑨計	差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残り、回収見込みのないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の受任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの	整理債権⑩～⑯計	合計①～⑯
	非強公・私債権				債務名義の取得のため法的手続中のもの	債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの						債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの				法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの			
過年度	件数										0								0	0
	残高										0								0	0
現年度	件数	3									3								0	3
	残高	61									61								0	61

［未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方］
① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。（例：毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。）
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される（債務が分割して相続される）が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ①→②→③ ⇒ 回収債権：（④→⑤）又は⑥又は⑦又は⑧又は⑨ ／ 整理債権：｛｛⑩又は⑪又は（⑫→⑬）｝→⑭｝又は⑮→⑯

30年度末時点の債務者数	2 人

過年度件数計＋現年度件数計＝30年度年度未未収金件数	3
過年度残高計＋現年度残高計＝30年度年度未未収金残高（上記2の表のテ）	61

4．30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	文書催告を行った。	-
取組実績	取組の結果、過年度未収金全額を徴収し目標を達成した。	令和元年5月時点で5件あった未収債権のうち2件が5月末までに完納
課題		電話催告で接触がとれず、また訪問しても接触がとれない滞納者に対する督励が困難である。
改善策		時間帯を工夫し督励を行う。

5．令和元年度の取組内容　（1．「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4．「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容		文書催告、電話催告（昼夜）、訪問徴収を実施予定